

平 泉 町 分 別 収 集 計 画 書  
第 9 期

令和元年 6 月

平 泉 町

# 目 次

1	計画策定の意義	2
2	計画の基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
	（1）ごみの減量化	3
	（2）リサイクルの推進	3
	（3）環境教育、啓発活動の充実	3
	（4）過剰包装の抑制	3
	（5）再生資源利用製品の購入、買い物袋持参の推進	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

# 平泉町分別収集計画

令和元年6月

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、新たな廃棄物処理施設の整備に向け一関地区広域行政組合において事務を進めているところであるが、現存する最終処分場の残余容量が約3年分しかないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、ごみの減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
  - ・清潔なまちに暮らすことができるよう、町民一人ひとりの意識を高めながら、ごみゼロのきれいなまちづくりを進める。
- (2) エコ意識をもとにした資源循環型社会の確立
  - ・町民・事業者・行政が一体となった排出抑制・再資源化を図り、リサイクルを基本とした地域社会を構築する。
  - ・資源に限りがあるとの視点に立って廃棄物を出さずに資源を繰り返し使う循環的な環境システムの確立を目指す。
  - ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直しを行う。

#### 4 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器包装、アルミ製容器包装、無色ガラス製容器、茶色ガラス製容器、その他のガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：トン)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	225	223	220	218	215

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

##### (1) ごみの減量化

町民生活や事業活動の中で発生するごみの排出抑制を推進するため、ごみの適正な自己処理、包装の簡素化などについて、町民、事業者、行政が一体となって取り組み、ごみの減量化・再資源化に努める。また、広報誌等を随時活用し、ごみの分別等について啓発する。

##### (2) リサイクルの推進

有価物集団回収活動が安定的に行われるように、助成金制度を継続して実施し、資源の有効活用及び廃棄物減量化を推進する。また、事業系ごみについては、事業者に対し、再利用、資源化などの適切な指導を行い、地域でのリサイクル活動の支援を推進する。

##### (3) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場を活用した環境教育、廃棄物処理施設の見学会、イベント開催時における環境コーナーの出展などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、廃棄物処理施設の老朽化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理に要する経費など、廃棄物処理の状況に関する情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、廃棄物の排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、廃棄物の適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

##### (4) 過剰包装の抑制

商店やスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(5) 再生資源利用製品の購入、買い物袋持参の推進

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、町内の商店やスーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。また、リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分を、町民の協力度、分別処理施設の能力、収集体制を勘案し、収集に係る分別の区分は次のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>無色のガラス製容器</li> <li>茶色のガラス製容器</li> <li>その他ガラス製容器</li> </ul> </div>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下白色トレイと表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

※別紙による

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 分別基準適合物ごとの過去3年間（平成28～30年）の平均増減比率を算出し、平成30年実績により令和元年を求め、その年度を基準年とし以後同様の平均比率で算出した。ただし、平均比率が5%を超える減少の場合は、前年度比5%減とした。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶	一関地区広域行政組合による定期回収	一関地区広域行政組合
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器 (アルミ使用なし)	飲料用紙パック		一関地区広域行政組合 一部民間業者
段ボール	段ボール		
その他紙製容器包装	紙類		
ペットボトル	ペットボトル		一関地区広域行政組合
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
白色食品用トレイ	白色トレイ		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

一関地区広域行政組合において一市一町による広域的な処理を図る。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器	缶		貨物車	一関清掃センターで 選別・圧縮梱包・保管
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	びん	指定ごみ袋		一関清掃センターで 選別・保管
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	紙ひもで 十字に縛る		民間業者で選別・保管
段ボール	段ボール			
その他の紙製 容器包装	紙類	紙ひもで 十字に縛る または紙製の袋及び箱		
ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋		
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			
	白色トレイ			
			塵芥車	

※プラスチック製容器包装のうち発泡スチロールは圧縮減容

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物の減量・資源化の促進については、町民や事業者との協力により容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進させ、循環型社会の構築を目指す。